リサイクル関連事業者情報提供コーナー設置運営要領

（目的）

第１条　この要領は、リサイクルに関する府民の理解と関心を高めるとともに、府内におけるリサイクルをより一層推進するため、大阪府ホームページに良質なサービスを提供するリサイクル関連事業者の情報を掲載（以下「掲載」という。）する「リサイクル関連事業者情報提供コーナー」の設置運営に関し必要な事項を定めるものである。

（定義）

第２条　この要領において「リサイクル関連事業」とは、循環資源の再生利用又はそれに関連する収集･運搬、保管、選別等を行う事業をいう。

２　この要領において「リサイクル関連事業者」とは、リサイクル関連事業を営む法人又は個人事業者をいう。

（掲載対象）

第３条　掲載対象は、大阪府が開催する「大阪府リサイクル関連事業従事者講習」（以下「講習」という。）を修了した従事者を雇用するリサイクル関連事業者とする。

（掲載申込方法）

第４条　掲載を希望するリサイクル関連事業者は、掲載申込書（様式第１号）を大阪府に提出するものとする。

（掲載事項変更届出）

第５条　掲載されたリサイクル関連事業者は、掲載申込書の記載事項に変更（事業を中止又は廃止した場合を含む。）が生じたときは、掲載事項変更届出書（様式第２号）を大阪府に提出するものとする。

（掲載期間）

第６条　掲載期間は、講習を受講し修了証が交付された日から起算して５年後の年度末までとする。ただし、既に掲載されているリサイクル関連事業者の雇用する従事者が講習を修了した場合の掲載期間は、講習を受講し修了証が交付された日から起算して５年後の年度末まで延長することとする。また、掲載期間の最終年度に講習が開催されない場合は、翌年度以降の講習が開催された年度末まで延長することとする。

附則

（施行期日）

第１条　この要領は、平成１５年５月１２日から施行する。

（施行期日）

第１条　この要領は、平成２６年１月２４日から施行する。

第２条　施行の際に掲載しているリサイクル関連事業者の掲載期間は当該事業者が雇用する従事者の講習修了日から起算して５年後の会計年度末までとする。

（施行期日）

第１条　この要領は、令和２年３月３１日から施行する。

（施行期日）

第１条　この要領は、令和３年３月４日から施行する。

　様式第１号（第４条関係）

|  |
| --- |
| ＊ |

リサイクル関連事業者情報提供コーナーへの掲載申込書

　　年　　月　　日

大阪府環境農林水産部

循環型社会推進室長　様

申込者住所

　　　　　　　　　　　　　　　 法人名（又は屋号）

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

電話番号

大阪府ホームページの「リサイクル関連事業者情報提供コーナー」への掲載事項は下記のとおりです。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事務所の所在地（電話番号） |  |
| 事業場の所在地（電話番号） |  |
| 事業開始年月日 |  |
| 取り扱う循環資源の種類 |  |
| 入手方法 |  |
| 事業内容 |  |
| 自社のホームページアドレス |  |
| リサイクルにより得られる製品 | （この欄は、ホームページ上には掲載しません。） |
| 大阪府リサイクル関連事業従事者講習受講者 | （この欄は、ホームページ上には掲載しません。）受講年度所属役職・氏名 |

※　留意事項：（1）記載内容は、記入例に示されているような必要最小限の簡潔な表現にしてください。

また、他社との比較や営業実績などは記載しないでください。

（不適切な表現がある場合は削除・修正を求めることがあります。）

（2）従事者と申込者との関係を示す書類を求めることがあります。

（3）＊は記入しないこと。

様式第２号（第５条関係）

掲載事項変更届出書

　　年　　月　　日

大阪府環境農林水産部

　循環型社会推進室長　様

 　　届出者住所

　　　　　　　　　　　　　　　 　　　 会社名（又は屋号）

 　　　　　　　　　　　　　　　 代表者氏名

 　　　　電話番号

大阪府ホームページの「リサイクル関連事業者情報提供コーナー」の掲載事項に下記のとおり変更が生じたので届出します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 変更年月日 |  |
| 変更内容 |  |

※留意事項　講習修了従事者と届出者との関係を示す書類を求めることがあります。